

| 補助対象事業   | 補助対象経費  | 補助対象期間                              | 補助事業者等<br>(事業主体)   | 事業者の要件  | 補助率<br>補助金額   |
|--|---|-------------------------------------|--|---|---|
| <p>1 食品衛生法の改正に伴い新たに「水産製品製造業」又は「液卵製造業」の営業許可を取得するために必要な事業であること。</p> <p>2 熊本県内において実施される事業であること。</p> <p>3 同一内容の事業について、国や県、市町村が助成する他の制度（補助金・委託費等）と重複する事業を行うものでないこと。</p> | <p>食品衛生法の改正に伴い新たに「水産製品製造業」又は「液卵製造業」の営業許可を取得するために必要な次の経費（税抜き）</p> <p>(1) 施設整備費</p> <p>(2) 機械装置等導入費</p> <p>(3) 施設整備等に係る専門家相談等経費（総事業費の20%以内）</p> | <p>令和4年4月1日から事業完了の日又は令和6年3月8日まで</p> | <p>【補助事業者】<br/>市町村</p> <p>【事業主体】<br/>・商工会、商工会議所、漁業協同組合、又は事業者等が組織する団体</p> | <p>1 補助金交付申請時において熊本県内に事業所を有し、かつ、補助金交付申請時において熊本県内で事業を行っている事業者であること。（個人事業主においては熊本県内に住民登録があり、また法人においては主たる事業所について熊本県内が登記所在地であること）</p> <p>2 食品衛生法に係る「水産製品製造業」または「液卵製造業」の営業許可を新たに取得する事業者であること。</p> <p>3 令和2年4月以降の連続する6か月間のうち任意の3か月の合計売上高又は合計売上総利益（いわゆる粗利）が、新型コロナウイルス感染症拡大前（平成31年4月から令和2年3月まで）の同3か月間の合計売上高又は合計売上総利益と比較して5%以上減少したと認められること。</p> <p>4 次のa～fに掲げるいずれにも該当しない者であること。</p> <p>a 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人</p> <p>b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者</p> <p>c 政治団体</p> <p>d 宗教上の組織若しくは団体</p> <p>e 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者</p> <p>f 県税の未納がある事業者</p> | <p>【補助率】<br/>（県→市町村）<br/>10分の10以内<br/>ただし、事業者が実施する補助対象経費の2分の1以内を限度とする。</p> <p>【補助金額】<br/>1事業者(1件)あたり上限5,000千円/下限250千円</p> |